



# 別海町議会会議録

第1号(平成25年9月10日)

## ○議事日程

- |        |         |                                      |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名                           |
| 日程第 2  |         | 議会運営委員会報告                            |
| 日程第 3  |         | 会期決定の件                               |
| 日程第 4  |         | 諸般の報告                                |
| 日程第 5  |         | 町長行政報告及び提出案件の概要説明                    |
| 日程第 6  | 議案第 73号 | 平成25年度別海町一般会計補正予算(第3号)               |
| 日程第 7  | 議案第 74号 | 平成25年度別海町介護保険特別会計補正予算(第1号)           |
| 日程第 8  | 議案第 75号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 9  | 議案第 76号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第 10 | 議案第 77号 | 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 78号 | 別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 12 | 議案第 79号 | 工事請負契約の締結について                        |
| 日程第 13 | 議案第 80号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について             |
| 日程第 14 | 議案第 81号 | 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について              |
| 日程第 15 | 議案第 82号 | 床丹漁港における公有水面埋立について                   |
| 日程第 16 | 議案第 83号 | 町道の路線認定及び廃止について                      |
| 日程第 17 | 議案第 84号 | 土地改良事業の施行について                        |
| 日程第 18 | 諮問第 2号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                     |
| 日程第 19 | 諮問第 3号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                     |
| 日程第 20 | 認定第 1号  | 平成24年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 21 | 認定第 2号  | 平成24年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第 22 | 認定第 3号  | 平成24年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第 23 | 認定第 4号  | 平成24年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第 24 | 認定第 5号  | 平成24年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第 25 | 認定第 6号  | 平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について     |

- 日程第 26 認定第 7 号 平成 24 年度町立別海病院事業会計決算認定について  
 日程第 27 認定第 8 号 平成 24 年度別海町水道事業会計決算認定について  
 日程第 28 同意第 3 号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第 29 同意第 4 号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第 30 同意第 5 号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第 31 報告第 5 号 平成 24 年度町立別海病院事業会計継続費精算報告について  
 日程第 32 報告第 6 号 平成 24 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 議会運営委員会報告  
 日程第 3 会期決定の件  
 日程第 4 諸般の報告  
 日程第 5 町長行政報告及び提出案件の概要説明  
 日程第 6 議案第 73 号 平成 25 年度別海町一般会計補正予算（第 3 号）  
 日程第 7 議案第 74 号 平成 25 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
 日程第 8 議案第 75 号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第 9 議案第 76 号 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第 10 議案第 77 号 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第 11 議案第 78 号 別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第 12 議案第 79 号 工事請負契約の締結について  
 日程第 13 議案第 80 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
 日程第 14 議案第 81 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
 日程第 15 議案第 82 号 床丹漁港における公有水面埋立について  
 日程第 16 議案第 83 号 町道の路線認定及び廃止について  
 日程第 17 議案第 84 号 土地改良事業の施行について  
 日程第 18 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
 日程第 19 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
 日程第 20 認定第 1 号 平成 24 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 21 認定第 2 号 平成 24 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 22 認定第 3 号 平成 24 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 23 認定第 4 号 平成 24 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 24 認定第 5 号 平成 24 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第25 認定第6号 平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第7号 平成24年度町立別海病院事業会計決算認定について
- 日程第27 認定第8号 平成24年度別海町水道事業会計決算認定について
- 日程第28 同意第3号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 同意第4号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第30 同意第5号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第31 報告第5号 平成24年度町立別海病院事業会計継続費精算報告について
- 日程第32 報告第6号 平成24年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

○出席議員（17名）

1番	木嶋悦寛	2番	松壽孝雄
3番	森本一夫	4番	今西和雄
5番	西原浩	6番	杳澤昌廣
7番	小林敏之	8番	安部政博
9番	瀧川榮子	10番	山田信
12番	松原政勝	13番	戸田博義
14番	戸田憲悦	15番	中村忠士
16番	佐藤初雄	副議長	17番 安田輝男
議長	18番 渡邊政吉		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	水沼猛	副町長	磯田俊夫
教育長	真籠毅	代表監査委員	鈴木英世
監査委員	下川原洋	農業委員会会長	松田寅義
総務部長	竹中仁	福祉部長	佐藤次春
産業振興部長	有田博喜	建設水道部長	小西健夫
教育部長	藤原繁光	監査委員事務局長	宮部正好
農委事務局長	佐々木勉	病院事務長	佐藤一彦
会計管理者	半田雅代	福祉部次長	佐藤英敏
福祉部次長	田保圭乙	産業振興部次長	佐藤則夫
産業振興部次長	竹内伸康	総合政策課長	浦山吉人
財政課長	河嶋田鶴枝	税務課長	宮越正人
町民課長	三戸俊人	福祉課長	佐藤英敏
福祉課参事	今野健一	特養建設準備室長	田保圭乙
保健課長	門脇芳則	水産みどり課長	佐藤則夫
商工観光課長	大槻祐二	管理課長	小島実
事業課長	千葉悦男	上下水道課長	佐藤敏

○議会議務局出席職員

事務局長 登藤和哉 主 幹 山田一志

○会議録署名議員

3番 森本一夫 4番 今西和雄  
5番 西原 浩

---

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。議場内においても、ネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、平成25年第3回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

3番森本議員、4番今西議員、5番西原議員、以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（戸田博義君） それでは、議会運営委員会から報告をいたします。

8月29日及び9月5日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で27件であります。提出されました議案は、平成25年度補正予算が2件、条例の一部改正が4件、工事請負契約が1件、辺地の総合整備計画の変更が1件、後期高齢者医療広域連合規約の変更が1件、漁港における公有水面埋立てについてが1件、町道の路線認定及び廃止が1件、土地改良事業の施行が1件、人権擁護委員の推薦が2件、平成24年度各会計決算認定が8件、固定資産評価審査委員会委員の選任が3件、平成24年度町立別海病院事業会計継続費精算報告と平成24年度決算に基づく別海町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告の2件であります。

これらの提出案件のうち、議案第73号から諮問第3号までの14件及び同意第3号から同意第5号まで3件については、委員会への付託は省略すべきものと決定いたしました。

また、平成24年度各会計決算認定第1号から第8号までの8件につきましては、一括議題とし、平成24年度各会計決算審査特別委員会を設置して、慎重な審議をすべきものといたしました。

なお、特別委員会の構成につきましては、松壽議員、今西議員、小林議員、瀧川議員、松原議員、戸田憲悦議員、佐藤議員、安田議員の8名を選任すべきものと決定いたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、木嶋悦寛議員、中村忠士議員、森本一夫議員、瀧川榮子議員の4名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営と、町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は、8件であります。

まず、道州制導入に断固反対する意見書を戸田博義議員から、矢臼別演習場での在沖繩米軍による実弾射撃訓練における演習場外への砲弾誤射事故に関する意見書を戸田憲悦議員から、地方財政の充実・強化を求める意見書を沓澤議員から、義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書を中村議員から、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を木嶋議員から、北海道の自衛隊体制の充実・強化を求める意見書を総務文教常任委員長から、アザラシ類の保護管理対策に関する意見書、道路の整備に関する意見書を産業建設常任委員長からそれぞれ提出いたします。いずれも、最終日に提案されることになっております。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、9月10日から13日までの4日間とし、1日目は町長提出議案の内容説明、質疑を行うこととしました。

2日目には一般質問を行い、3日目は休会とし、各常任委員会を行います。

4日目、最終日は町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決などを行うこととしました。

なお、本定例会においても休会日を1日設け、各常任委員会での所管事務調査での討議の時間を確保した日程としました。

各常任委員会の運営等については、委員長初め、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、反問権についてですが、議員の質問に対して論点、争点を明確にするためのものでもありますので、町長初め執行機関、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議しました内容についての報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの4日間にしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの4日間に決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 諸般の報告

○議長(渡邊政吉君) 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎日程第5 町長行政報告及び提出案件の概要説明

○議長(渡邊政吉君) 日程第5 町長から、行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長(水沼 猛君) 議員の皆様、おはようございます。

本日、平成25年第3回の町議会定例会を招集をいたしましたところでありますが、議員の皆様におかれましては時節柄お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、行政報告並びに提出議案の概要について御説明申し上げます。

産業の動向についてですが、最初に家畜の暑熱被害についてでございます。

ことしの夏は昨年のような猛暑という状況ではありませんが、7月1日から8月31日までの町内における日射病や熱射病については乳用牛の6頭で発症し、2頭が死亡し、残り4頭は回復しました。昨年に比べ発症、死亡数とも大きく減少しております。

これらに係る酪農畜産情勢についてですが、町内の生乳生産量は7月末で28万4,000トン、対前年比100.1%、販売額では246億5,000万円、対前年比102.5%となっており、乳量は0.1%増で、乳代は2.5%増と前年実績を上回っている状況です。

乳量について、昨年は一昨年の猛暑の影響による受胎率の低下及び受胎時期の遅れを回復することで一昨年を大きく上回りましたが、本年は受胎時期の遅れもあることから、ほぼ前年並みとなっており、乳代が前年を大きく上回った主な要因は単価の増額にあると考えられます。

牧草の生育状況につきましては、7月中旬までは高温多照な状況が続きましたが、8月中旬からは天候不順となり、日照時間も平年を下回っております。9月1日現在、牧草の生育は平年より1日早いと発表されておりますが、天候不順のため二番草の収穫作業が遅れ、栄養価の低下が懸念されるところでございます。

飼料用トウモロコシについては生育は平年並みですが、天候不順により収穫作業が遅れがでております。

また、本年、新たに町内2地区でTMRセンターが稼働します。大成及び本別地区で、それぞれ地域の農業者により会社が設立され、今月から稼働する予定となっており、これにより町内のTMRセンターは6カ所で52戸の構成員となります。

次に、生乳出荷農家の離脱状況についてでございますが、本年2月1日以降の生乳出荷農家の離脱状況は8月末現在まで13戸で、離脱理由は後継者問題、営農不振、将来不安

等が理由となっております。これに新規就農者1戸を加え、現在の生乳出荷農家は744戸となっております。

次に、水産業の状況でございます。

主要魚種の一つである春期ホタテ漁につきましては数量、金額ともに当初の計画を大きく上回る結果となり、漁獲量で113%、水揚げ金額では116%と上々のスタートを切っております。

また、6月21日から行われましたホッカイシマエビの春漁につきましては、約23トンの水揚げ量となりました。北海シマエビ漁は東日本大震災の津波による影響で、生息場所であるアマモ場が喪失して資源が激減したため、平成23年の秋漁を禁漁とした経緯があります。その後も漁獲調整等を行いながら資源の回復に努めてきておりますが、資源量そしてアマモ場の繁茂状況につきましても、除々にはありますが回復傾向にあるということで、秋漁に期待をしているところです。

8月31日までの野付、別海両組合の漁獲量は対前年比114%、水揚げ額で117%となっております。

近年、不漁が続いております秋サケ定置網漁業は9月1日から網入れが始まり、4日から本格的な水揚げが開始されました。

9月9日現在の水揚げ量は野付漁協で対前年比193.22%、別海漁協で114.11%と組合によって大きく状況が異なっております。

異常気象の中、予断を許さない状況ではありますが、今後の操業に向け来遊状況や価格動向に期待をしているところでございます。

次に、観光振興についてでございますが、本年8月末現在の本町の観光客入り込み数は、対前年比で23.7%減の16万6,844人となりました。これは、前年度、新ご当地グルメグランプリが開催されたことによるものと考えられます。

最近では、グルメ協議会によるジャンボホッキカツ丼など、さまざまなメニューが開発されてきており、地元食材による地域活性化のための、いわゆる食観光が定着しつつある状況にあります。

また、昨年発足した根室管内教育旅行誘致推進協議会によるモニターツアーを実施するなど、教育旅行受け入れ態勢の確立に向けた取り組みを現在行っており、今後においても、さらなる滞在型観光の推進を図ってまいります。

商工業については国内GDPがプラス成長にあり、景気は緩やかに持ち直しているとの閣府が報じておりますが、地域企業は依然として厳しい経営状況におかれていると認識しております。

そのような中、町内において個人経営規模ではありますが起業する方が出てきている状況にあり、今後も関係団体と協議をしながら起業家支援の継続など、実効性のある商工業振興策を講じてまいりたいと考えております。

次に、災害の発生についてでございます。

8月24日の大雨により町道の一部に被害があったことは、第4回町議会臨時会で御報告申し上げましたが、これとは別に、波浪の影響と思われる海岸線の侵食等が野付半島の一部で確認されました。

町では直ちに現地確認を行いました。2カ所で海岸線が侵食を受け、また、半島の給水施設、水道管50メートルが流失し、6戸の番屋で断水の状態となりました。

海岸線侵食については直ちに道に通報して応急措置が実施され、流失した給水施設につ

いても秋サケ漁に支障を来さぬよう、流失箇所の前段区間を含め仮復旧の工事を実施したところでございます。今後の対応については、北海道とも協議の上で進めてまいりたいと考えております。

行政報告については、以上でございます。

次に、本定例会に提出いたしました議案等の概要について、御説明いたします。

提出いたしました案件は、議案が12件、諮問が2件、認定が8件、同意3件、報告が2件でございます。

議案第73号は一般会計、議案第74号は介護保険特別会計の補正予算でございます。

一般会計は2億5,020万円、介護保険特別会計は150万円を、それぞれ追加補正するものです。

議案第75号は、別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第76号は、別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてで、いずれも地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第77号は、別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第78号は、別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらの2件の議案は、町の指定ごみ容器に新たに容量10リットルの一般ごみ容器を追加することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第79号は、工事請負契約の締結についてで、9月5日に執行した入札において、1件の予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

議案第80号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

対象事業の追加により、豊原辺地など四つの辺地の総合整備計画を変更するものでございます。

議案第81号は、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてで、規約の一部変更について広域連合から協議があったことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案第82号は、床丹漁港における公有水面埋め立てについてです。

こちらは床丹漁港改良工事にかかわる埋め立てについて、北海道知事から意見を求められたものでございます。

議案第83号は、町道の路線認定及び廃止についてで、それぞれ事業の実施に伴い1路線を認定、1路線を廃止するものでございます。

議案第84号は、土地改良事業の施行についてでございます。

こちらは平成26年度から新たな事業を施行するため、土地改良法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

諮問第2号と諮問第3号は、人権擁護委員の推薦についてでございます。

本件は、本年12月31日をもって人権擁護委員お二人の任期が満了となることから、法務大臣への候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

認定第1号から認定第8号までの8件は、平成24年度の各会計決算認定についてで、各会計決算について監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

同意第3号から同意第5号は、別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員は、3名の方を選任して審査をお願いしておりますが、9

月30日をもって3年間の任期が満了となることから、新たな選任についての同意を求めるものでございます。

報告第5号は、平成24年度町立別海病院事業会計継続費精算報告についてでございます。

本件は、平成22年度から継続費で実施しておりました町立別海病院情報システム構築事業が、平成24年度をもって完了したことから報告をするものでございます。

最後に、報告第6号は平成24年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して報告をするものでございます。

以上、行政報告並びに概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第6　議案第73号から日程第19　諮問第3号までの14件及び日程第28　同意第3号から日程第30　同意第5号までの3件、合わせて17件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第6　議案第73号から日程第19　諮問第3号までの14件及び日程第28　同意第3号から日程第30　同意第5号までの3件、合わせて17件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第6　議案第73号

○議長（渡邊政吉君）　次に、日程第6　議案第73号平成25年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君）　議案第73号の内容について御説明いたします。

別冊の平成25年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度別海町一般会計補正予算（第3号）。

平成25年度別海町一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億8,670万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表　歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により、債務の負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表　債務負担行為による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入で、補正額の欄で申し上げます。

9款地方特例交付金、1項で37万5,000円の増。

10款地方交付税、1項で2億5,662万4,000円の増。

14款国庫支出金、2項で3,572万8,000円の増。

15款道支出金、2項で1,211万円の増。

17款寄附金、1項で5万円の増。

18款繰入金、1項で3億3,530万円の減。

19款繰越金、1項で2億3,603万4,000円の増。

20款諸収入、5項で1万3,000円の増。

21款町債、1項で4,456万6,000円の増。

歳入合計で2億5,020万円を追加し、歳入予算の総額を153億8,670万円とするものです。

続いて、3ページの歳出です。

1款議会費、1項で42万7,000円の増。

2款総務費、1項で2億132万6,000円の増。

3款民生費、1項で3,301万1,000円の増。

4款衛生費、1項で1,650万6,000円の増。

6款農林水産業費、1項で525万円の減。

7款商工費、1項で300万円の増。

8款土木費、5項で48万円の増。

9款消防費、1項で70万円の増。

歳出合計で2億5,020万円を追加し、歳出予算の総額を153億8,670万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為です。

債務負担行為の設定は次の2件で、1件目は防衛施設周辺障害防止事業矢白別演習場土砂流出防止工事で、期間は平成26年度、限度額は1,751万円です。

2件目は、根室中部3号主要幹線改良舗装工事で、期間は平成26年度、限度額は1億1,501万円です。

次に、第3表、地方債補正です。

今回の補正は1件で、限度額の変更するものです。起債の目的、臨時財政対策債は額の確定により、限度額を4,456万6,000円増額し、補正後の限度額を6億1,256万6,000円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

合計では、10億1,960万円に4,456万6,000円を増額し、補正後の限度額を10億6,416万6,000円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の内容について御説明いたしますが、1の総括は

省略し、2の歳入から御説明させていただきます。

7ページをお開きください。

款項の金額は省略し、目の補正額の欄で申し上げます。

2、歳入。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金37万5,000円の増は、額の確定による増です。

10款地方交付税、1項1目地方交付税2億5,662万4,000円は、普通交付税の増で、こちらも額の確定によるものです。

8ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金3,200万円の増は、民間が行うリサイクル施設建設に対し、地域介護・福祉空間整備交付金の新規採択による増です。

5目土木費国庫補助金372万8,000円の増は、公営住宅整備事業の交付金率変更による、社会資本整備総合交付金の増です。

15款道支出金、2項3目衛生費補助金1,636万円の増は、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金の新規採択が主なものです。

4目農林水産業費補助金825万円の減は、新規就農者総合支援事業補助対象者の確定による減です。

5目土木費補助金400万円の増は、町道局部改修事業の一部が地域づくり総合交付金の対象となり、増するものです。

続いて、9ページ。

17款寄附金、1項3目教育費寄附金5万円の増は、中央公民館建てかえに係る特定寄附金です。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金3億3,530万円の減で、今回の補正減額後の財政調整基金繰入予算額は1億9,410万円となり、予算上の基金残高は、22億100万7,000円となります。

19款繰越金、1項1目繰越金2億3,603万4,000円の増は、前年度決算額確定により増するものです。

10ページをお開きください。

20款諸収入、5項5目雑入1万3,000円の増。

21款町債、1項6目臨時財政対策債4,456万6,000円の増は、額の確定によるものです。

次に、歳出です。

11ページをお開きください。

3、歳出。

1款議会費、1項1目議会費42万7,000円の増は、所管事務調査に伴う旅費の増です。

続いて、12ページをお開きください。

2款総務費、1項5目財産管理費2億5万円の増は、中央公民館建てかえのための寄附金、及び建てかえ時の一般財源平準化のための任意積み立てを行うものです。

6目企画費64万6,000円の増は、市街地活性化計画策定経費を増するものです。

次に、13ページ。

15目地域情報化推進事業費63万円の増は、マルチメディア館サーバー用エア

コンの取りかえ工事となります。

14ページをお開きください。

3款民生費、1項2目老人福祉費3,208万円の増は、民間が行うリサイクル施設建設に対し間接補助となる、地域介護・福祉空間整備事業補助が主なものです。

5目障害者福祉費93万1,000円の増は、過年度障害者自立支援給付金の精査に伴う返還金です。

次に、15ページ。

4款衛生費、1項3目環境衛生費1,650万6,000円の増は、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業採択により、エゾシカ被害対策事業費を増するものです。

16ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費525万円の減は、国が行う青年就農給付金対象者の確定による新規就農総合支援事業補助の減、及び町単独で行う新規就農者対策事業補助金の対象者増によるものです。

7款商工費、1項1目商工業振興費300万円の増は、起業家支援事業補助対象者見込み増によるものです。

次に、17ページ。

8款土木費、5項1目河川総務費48万円の増は、普通河川の法面補修工事を行うものです。

9款消防費、1項2目災害対策費70万円の増は、避難施設となっております地域会館へ防災備蓄品とし、毛布を購入するものです。

以上で、議案第73号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第73号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第7 議案第74号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 議案第74号平成25年度別海町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課参事。

○福祉課参事（今野健一君） それでは、議案第74号の内容説明をいたします。

別冊の平成25年度別海町介護保険特別会計補正予算書、1ページをお開きください。

平成25年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,670万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

次に、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入です。補正額の欄で申し上げます。

3款国庫支出金、1項と2項で160万6,000円の増。

4款支払基金交付金、1項で134万3,000円の増。

5款道支出金、1項で897万7,000円の増。

6款財産収入、1項で9,000円の増。

7款繰入金、2項で3,062万9,000円の減。

8款繰越金、1項で2,019万4,000円の増。

歳入合計で150万円を増額し、9億1,670万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1項で38万6,000円の増。

4款基金積立金、1項で9,000円の増。

5款諸支出金、1項で110万5,000円の増。

歳出合計で150万円を増額し、9億1,670万円とするものです。

次の事項別明細書の1、総括につきましては説明を省略しまして、7ページの歳入から説明いたします。

款項の金額につきましては省略しまして、目の補正額の欄で説明いたします。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金250万6,000円の増。平成24年度介護給付費の確定による追加交付です。

2項1目調整交付金90万円の減。普通調整交付金交付額決定による減額です。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金134万3,000円の増。平成24年度介護給付費の確定による追加交付です。

次に、8ページをお開きください。

5款道支出金、1項1目介護給付費負担金897万7,000円の増。平成24年度介護給付費の確定による追加交付です。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金9,000円の増。介護給付費準備基金の利子収入です。

次に、9ページ。

7款繰入金、0項0目介護給付費準備基金繰入金3,062万9,000円の減。平成24年度決算により剰余金が生じ、繰り入れの必要がなくなり、全額を減額し廃目といたします。

8款繰越金、1項1目繰越金2,019万4,000円の増。24年度決算での剰余金処分によるものです。

次に、11ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費38万6,000円の増。こちらは介護相談員派遣等事業を新年度から導入する計画を進めており、今年度開催される介護相談員養成研修及び市町村職員研修への参加費用です。

介護相談員派遣等事業は、施設等に入所または入居する方などのサービス利用に係る疑問や不満、不安等を解消し、苦情に至る事態を未然に防止するとともに、利用者の立場に

立ったサービスの質の向上を図ることを目的とした事業です。

次に、4款基金積立金、1項1目基金積立金9,000円の増。介護給付費準備基金の利子の積み立て分です。

次に、12ページをお開きください。

5款諸支出金、1項2目償還金110万5,000円の増。平成24年度地域支援事業の確定による国、道、支払基金への返還金です。

以上で、議案第74号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第74号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第8 議案第75号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 議案第75号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（宮越正人君） 上程になりました議案第75号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案につきましては、国の平成25年度税制改正の柱となります社会保障と税の一体改革等に基づく、納税環境の整備と税負担軽減等の整備合理化措置を講じることとした、本年3月30日公布の地方税法の一部を改正する法律（法律第3号）の中で、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の高循環を実現する等の観点から、特記事項として、別途改正を行うとされておりました個人住民税の年金特別徴収制度の見直しと金融所得課税の一体化について、平成25年6月12日に地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が交付されることになりましたことから、本年5月10日の第2回町議会臨時会において決定をいただきました町税条例の一部改正と一体であり、それとリンクをさせるため、施行月日には間がありますけれども、関係官庁の指導により所要の改正を行うものでございます。

議案書では、3ページから6ページまででございます。

ここで議案書の朗読は省略をさせていただき、お手元に配付をしております別冊の議案資料により御説明を申し上げますので、御了解を賜りたいと存じます。

まず、資料の1ページから40ページまでが、本改正案の新旧対照表でございます。

右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております、17の見出し項目が対象となっております。

なお、この17項目の内容につきましては、本資料の41ページと42ページにございます別海町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料により、主な改正の要旨を御説明申し上げ、その他改正条文の内容につきましては、各条項の移動、削除等の整備となりますので、詳細な説明を割愛させていただくことを御理解賜りたいと存じます。

それでは、議案資料の41ページをごらんいただきたいと思います。

資料は左から順に番号、改正項目、関係条項、改正内容、適用年月日、参考法令の区分

となっております。

今回の主な改正の要旨は2点でございますが、まず表の1番目、公的年金等からの特別徴収制度の見直しによる改正についてでございます。

この制度は、平成21年度10月から公的年金受給者の納税の利便性を向上させるため、65歳以上の方で、前年中の公的年金所得にかかわる町道民税の納付義務がある方のうち、一定の条件に当てはまる方を対象に支給の公的年金から個人町道民税の天引き、特別徴収でございますが、その制度が開始をされております。

御承知のところではございますが、個人町民税は日本年金機構からの通知を待つて算定をするため、6月中旬に決定し、7月に年金保険者へ天引きする額を通知しております。

そのため、税額が確定していない4月、6月、8月は、前年度の2月に天引きされた金額と同じ額が仮徴収をされ、税額決定後、年税額より仮徴収分を差し引いた額を10月、12月、翌年2月の年金支給分から、本徴収として3回に分けて天引きをし、納付額の調整を行っております。

しかし、扶養者の増減や短期間の仕事に従事して給与所得を得るなど、さまざまな事由により公的年金所得や所得控除額の変動などが生じて、ある年度の特別徴収税額が大きく増減した場合に、仮徴収税額と本徴収税額が乖離する状態が生じ、その乖離は翌年度以降も継続してしまうことになっております。

こうした制度上の問題から、納税者に無用の負担や疑念を生じさせる状況であるため、改正案では公的年金から天引きする個人町民税の年間徴収税額の平準化を図る観点から、仮徴収税額の算定方式を前年度の2月の税額と同額としたものから、前年度の年税額の6分の1の額を仮徴収額とするものでございます。

これにより、前年度と税額が大きく変動した際の納期ごとの乖離幅を小さくすることができるといってでございます。

改正案の適用年月日は平成28年10月以降となるもので、税負担の増減を生じるものではございません。

本町では、この対象となります年金受給者は7月1日現在で388名となっております。

次、2番目は、金融所得にかかわる課税制度の改正についてでございます。

附則第7条以降の改正でございまして、改正の目的としては損益通算の対象範囲を拡大し、金融商品ごとに異なる課税方式をそろえることで一体化を図り、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するものであります。いわゆるアベノミクスの一環でございます。

内容といたしましては、現行の制度では上場株式等の配当所得や譲渡損益の損益通算が可能でございますけれども、平成29年1月1日以降は、これらに加え公社債等に係る利子所得や譲渡損益も損益通算ができることとなります。さらに、これらの損益を通算した結果、なお控除しきれない金額があれば、確定申告をした上で最大3年間、次年度以降に損金の額を繰り越すことができるというものでございます。

また、これも御承知のところではございますが、これまで公社債等に係る利子所得の税金の取り扱いは源泉分離課税であり、譲渡益は租税特別措置法で非課税でございましたが、税の公平性のため、今後は上場株式等の配当所得や譲渡所得と同様に、申告分離課税の対象とされます。

なお、本町におきましては、上場株式等の配当所得等がある対象者は、平成24年度現

在6名でございました。

次の他の改正条文の内容につきましては、冒頭をお願いをいたしましたとおり、条項の移動、削除等整備に関するものでございますので、その内容を省略させていただき、以上で、議案第75号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第75号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっとお尋ねをしますが、特に金融所得に係る課税制度の改正部分についてであります。今の御説明の中で現状として、この部分にかかわる方は町内では6人というお話でしたが、金額的には多分、町にとっては減収になるのかなというふうな感じはしますが、そこら辺の数字的なことがもし試算されていれば、お伝えしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 税務課長。

○税務課長（宮越正人君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

御質問ありました上場株式等の配当所得等で試算をしているかということでございますけれども、町税の増減として、その試算はしておりません。

いわゆる政府税調等の見解で、いわゆる投資環境を整備するというので、若干のいわゆる軽減措置をとると税負担の軽減措置をするという政策でございます。わずか6名でございますけれども損益通算をして税金は安くなるという内容でございますので、それらについて24年度は6名でございましたけれども、25年度現在でどの程度になるかという、その試算はまだしておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 人数的にも、それほど多くはないというふうに理解をします。

それから、額的にもそれほど大きな変動はないのではないかなというふうに理解をしているところでございますけれども、その点で町の担当の認識として、それほど大きな額の変動はないという私の理解でよろしいのかどうか確認をいたします。

○議長（渡邊政吉君） 税務課長。

○税務課長（宮越正人君） 中村議員の御質問に再度お答えをいたします。

議員見解のとおり、町税の増減には、さほど影響のないものと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（渡邊政吉君） 議場の気温が大分高くなってきましたので、上着を脱ぐ方は脱いで結構でございます。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### ◎日程第9 議案第76号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第9 議案第76号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（宮越正人君） 続きまして、議案第76号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、町税条例の改正と同様、平成25年3月30日付の地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、同法改正による施行令、施行規則の一部を改正する内容が、平成25年6月10日にそれぞれ公布されたことによるものでございます。

議案書では7ページから8ページまででございますが、これも町税条例同様、議案の朗読は省略をさせていただき、お手元に配付をしております議案資料により御説明を申し上げますので、御了承願います。

議案資料の43ページをお開きください。

この43ページから49ページまでは、本改正案の新旧対照表となっております。

改正項目は12項目となっておりますが、これも50ページの条例制定説明資料をごらんいただいて、御説明をしたいと思います。

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定説明資料でございます。

この資料も左から順に番号、改正項目、改正条項、改正内容それと適用年月日、参考法令の区分となっております。

まず、現行の国民健康保険税の所得割額の算定に当たりましては、前年の総所得金額及び山林所得金額に基づき算定をされますけれども、退職所得を除く分離課税に係る所得につきましては、総所得金額等に加算して算定されることとされております。

また、国民健康保険税条例附則では、世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯者が株式、公社債などの金融証券による分離課税の所得がある場合に、所得割額の算定のための総所得金額等算出するに当たっての読みかえ規定を定めておりますけれども、今般の地方税法の改正に伴い、所要の規定の整備を行う内容でございます。

番号の1番については附則第3項、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございまして、上場株式等に係る配当所得等の分離課税の対象に、特定公社債の利子が追加されたことに伴う規定の整備でございます。

次に、番号の2番でございます。

附則第6項に、一般株式等に係る譲渡所得等にかかわる国民健康保険税の課税の特例でございまして、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等にかかわる譲渡所得等の分離課税と、上場株式等にかかわる譲渡所得等の分離課税に改組されたことに伴う規定の整備でございます。

次の番号の3でございますが、附則第7項、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健

康保険税の課税の特例でございまして、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が追加されたことに伴い、規定を新設したものでございます。

この3項目につきましては、先ほど御説明をさせていただきました議案第75号町税条例一部改正と同内容となっております。

また、税額の増減についても、議案第75号と同様に影響のあるものではございません。

以下、番号の4、5、7、12の課税の特例につきましては、条項の整備に伴い削除するものでございます。番号の6番、8番、9番、10番、11番の課税の特例につきましては、所要の規定の整備と条項の整備に伴う規定の繰り上げとなります。

以上、簡単ではございますが、議案第76号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第76号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第10 議案第77号から日程第11 議案第78号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第10 議案第77号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11 議案第78号別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、関連がありますので一括議題いたします。

内容について、順次説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第77号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第78号別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案書9ページ及び11ページであります。

本案につきまして、一般ごみ袋については、以前から重いごみ袋を持つのが困難な高齢者や女性、ごみの排出が少ない単身者などから強い要望があったことから、現状の20リットルより小さなサイズのごみ袋の導入について検討を重ねてきました。

現状より小さなサイズのごみ袋を導入することは、ごみの減量化に向けた取り組みを推進できること、また生ごみなど腐敗する前に排出できるため、生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られるとの結論に達したことから、町指定の一般ごみ容器に10リットル容器を新たに追加するものです。

まず、議案第77号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

議案の朗読等については省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の51ページをお開きください。

別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の新旧対照表でございます。対照表の右側が改正前、左側が改正後であります。

別表1はごみ処理手数料、かかる種別、区分、金額を定めているものですが、改正後、一般ごみの金額の欄に容量10リットル、15円を加えるものであります。

附則として、この条例は平成26年3月1日から施行するというものであります。

次に、議案第78号別海町証紙条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案の朗読等は省略させていただき、議案資料で説明させていただきます。

議案資料の52ページをお開きください。

別海町証紙条例の新旧対照表でございます。対照表の右側が改正前、左側が改正後であります。左側の改正条文により説明させていただきます。

本条例は、地方自治法に基づく証紙による収入について規定しているものですが、町指定の一般ごみ容器に10リットル容器を新たに追加することにより、第3条第1項第2号に15円を加えるものです。

次に、議案資料の53ページをお開きください。

別海町収入証紙様式の新旧対照表でございます。左側の改正後の様式に、額面15円の様式を新たに追加するものです。

附則として、この条例は平成26年3月1日から施行するものでございます。

本件につきましては、町民の皆様の要望が高い事案でもあり、条例改正後10リットル容器の印刷に係る入札等の準備を行い、年度内の平成26年3月1日以降、町民の皆様に新しいごみ袋を御提供する予定であります。

以上で、議案第77号及び議案第78号の内容説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第77号及び議案第78号の2件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、中村議員。

○15番（中村忠士君） 提案されている内容については大変結構なことだというふうにするのですが、施行の期日についてですが、多分いろいろな準備があつて半年後ということになるのかなと思います。

年度途中からでも実施するという姿勢については評価をするところですが、これだけの期間がかかる理由ですね、もうちょっと詳しくお知らせ願えたら、先ほど入札等という説明もありましたけれども、もう少し説明をしていただければと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） これまでも毎年既存のサイズのごみ袋について、毎年印刷をしているわけですが、やはりどうしてもですね、一括して大量に発注等を行い、印刷期間にですね、ちょっと今回についても、いろいろ計算してみた結果、本議会で条例改正があつた場合、どうしても3月1日がぎりぎりということで施行日を設定しております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 今の改正では10リットルのコンパクトの容器に変わると、これは非常にいいことだと思うのです。

やはり大きくなると、今説明がありましたように悪臭とか、いろいろな問題があります

から、それは結構だと思います。

ただ一つお願いしたいのは、以前にこういう一般ごみの収集、それにかかわる容器を使うときに町民に説明をした経緯がございます。それから、ずっとここ最近町民に対するごみのことについての説明というのは、全く行われていないような気がするのです。それぞれやっているかどうか私もわかりませんが、私の聞いている範囲では余りよくここ最近では説明はされてないと。

そして我々、一般廃棄物の処理場に行くと、そこの担当者が非常に一般廃棄物に、要するに燃えるごみに燃えないものが入ったり、それからそういうものが入るから破砕機が壊れる。そして多額な修理費がかかるという、そういうことになっているわけです。

恐らく、それぞれ現場を視察した人たちは、よく理解していると思うのですが、これからもずっと続けていくわけですから、ごみについてのできれば説明というか、町からの説明の機会があったらやっていただきたいと、もう一度新たにやっていただきたいと、認識を新たにさせていただくといえますか、そういうことを私のほうからお願いを含めて申し上げたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 松原議員の御質問にお答えをさせていただきますが、いろいろ御心配のこともですね、そういうことも我々も対応していかなければならないと思っておりますし、それぞれ広報でありますとか、チラシ等含めてですね、いろいろなことで町民の皆さんにごみの減量また分別含めて、やはり、それぞれ時間がたてば、またいろいろとそういう知識も薄れてくるというのもありますので、適時そういうことについても、これからも気にとめながら、町民の皆さんにごみの減量含めて、いろいろなことを町民の皆さんにも理解をいただくということ、そういう試みが大事だと思っておりますので、今後ともその辺も検討して、町民の皆さんに正しいごみの処理の仕方、これから広報を含めてですね、検討しながらやっていきたいと、そのように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員よろしいですか。

ほかに御質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

## ◎日程第12 議案第79号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第12 議案第79号工事請負契約の締結について、主要道道根室中標津線中春別橋架け換えにかかわる上下水道施設移転工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第79号の内容説明をいたします。

議案の15ページをお開きください。

本案は工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、主要道道根室中標津線中春別橋架け換えに係る上下水道施設移転工

事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、5,747万7,000円。うち消費税及び地方消費税額273万7,000円。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海130番地の18、寺井・別海経常建設共同企業体、代表者、寺井建設株式会社、代表取締役寺井範男。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は8月7日から8月20日までの休日を除く10日間。

応募者数は3社で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は9月5日、寺井・別海経常建設共同企業体、島影建設株式会社、高玉建設工業株式会社の3社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は9,650万円、最低入札価格は9,590万円で、最低入札者であります本案の寺井・別海経常建設共同企業体が落札いたしました。

本入札は下水道施設、上水道施設を1件の工事として入札を行い、入札結果に基づき、施設ごとに下水道事業特別会計、水道事業会計に案分し、契約を行うものです。

本案は、下水道施設に係る下水道事業特別会計分の契約となり、契約金額5,747万7,000円で、落札者である寺井・別海経常建設共同企業体と現在、仮契約中でありませ

ず。なお、工期は、本契約日の翌日から翌年2月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の54ページをお開きください。

工事の場所は図面の中央、赤く示している箇所、春別川にかかる中春別橋及び兩岸の下水道施設となります。

工事概要ですが、主要道道根室中標津線道路改良工事に伴う中春別橋の架け替えに伴い、橋に添架されている下水道管の移設を行うものです。

施設延長は175.17メートルで、このうち116メートルが、川底に配管する推進工法にて行うものです。

このほか、マンホールポンプ1カ所及びマンホール3カ所の設置を行います。

55ページをお開きいただくと推進工の平面図となりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第79号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第79号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

### ◎日程第13 議案第80号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第13 議案第80号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第80号の内容説明をいたします。

議案の16ページをお開きください。

議案第80号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する法律上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第9項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても同様とされていることから、計画内容の変更について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回変更するのは、豊原、本別海、美原及び中西別の四つの辺地です。

17ページから順次説明いたします。

17ページをお開きください。

まず、豊原辺地総合整備計画です。豊原辺地の総合整備計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

変更の内容は、交通道路施設、橋梁長寿命化補修事業の追加により、事業費240万円を追加するもので、財源内訳は全額一般財源で、辺地対策事業債の予定額を240万円とするものです。変更後の全施設の事業費合計は8億6,840万円となります。

次に、18ページ、本別海辺地総合整備計画です。本別海辺地の総合整備計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

変更の内容は、産業農林道施設、根室中部16号幹線農道整備事業ほか1事業のうち、桜ヶ岡地区農道整備事業の追加により、事業費2億4,034万円を追加するもので、変更後の産業農林道施設の事業費を5億34万円。財源内訳は、特定財源を3億1,626万4,000円、一般財源を1億8,407万6,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を5,380万円追加して、1億8,370万円とするものです。変更後の全施設の事業費合計は5億3,694万円となります。

次に、19ページをお開きください。

こちらは美原辺地総合整備計画です。美原辺地の総合整備計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間で、今回は第2次の変更です。

変更の内容は、交通道路施設、橋梁長寿命化補修事業の追加により、事業費300万円を追加するもので、財源につきましては、全額一般財源で、辺地対策事業債の予定額を300万円とするものです。変更後の全施設の事業費合計は2億2,558万円となります。

次に、20ページ、中西別辺地総合整備計画です。中西別辺地の総合整備計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間で、今回は第3次の変更です。

変更の内容は、交通道路施設、根室中部3号幹線凍雪害防止事業ほか3事業のうち、橋梁長寿命化補修事業追加により、事業費440万円を追加するものです。

変更後の交通道路施設の事業費を5億9,262万円。財源内訳は特定財源を3億8,030万円、一般財源を2億1,232万円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を440万円を追加して、2億460万円とするものです。変更後の全施設の事業費合計は、22億2,167万6,000円となります。

以上で、議案第80号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第80号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第14 議案第81号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第14 議案第81号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第81号の北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、内容説明をいたします。

議案の21ページをお開きください。

本案は住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられ外国人登録制度が廃止されたことにより、構成市町村が負担する共通経費の人口割にかかる規定を改める必要が生じ、北海道後期高齢者医療広域連合から、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき関係市町村に対する協議があったため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2、備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

附則として、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。

第2項、改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

なお、議案資料の56ページには規約の変更部分につきまして、新旧対照表を載せてございますので後ほどごらんください。

以上で、議案第81号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第81号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

#### ◎日程第15 議案第82号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第15 議案第82号床丹漁港における公有水面埋立についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐藤則夫君） それでは、議案第82号床丹漁港における公有水面埋立について、内容を御説明いたします。

議案の22ページをお開き願います。

本件につきましては、平成25年8月9日付で北海道から出願のあった公有水面埋立免許について、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、北海道知事から意見を求められたものであります。

床丹漁港につきましては、昭和39年に漁港指定を受け、現在、第5次漁港整備計画において局部改良工事を実施しておりますが、施設の老朽化から矢板部分の腐食が進み、漁港施設としての安全確保が図れない状況となっております。

また、施設の沈下から高潮時には係留施設部分が浸水し、物揚げ場としても支障を来している状況から、今回、物揚げ場のかさ上げに伴い公有水面の埋め立てに同意するものであります。公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の埋立位置につきましては、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料の58ページをお開き願います。

床丹漁港の公有水面の埋め立て区域図となっておりますが、図面の上側が海面の方向であります。

今回の埋め立ての位置につきましては、上部に向かいまして左岸側の（1）、（2）及び右側の（3）のそれぞれ矢印で示してあります赤く囲った区域となります。

それでは議案に戻りまして、本文を朗読させていただきます。

床丹漁港における公有水面埋立について、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、北海道知事から下記による公有水面埋立免許の出願に係る意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、同法同条第4項の規定により議会の議決を求める。

1、出願者、北海道。

2、埋立位置、（1）野付郡別海町床丹10番17及び10番54地先の公有水面。

（2）野付郡別海町床丹10番15、10番16、10番17、及び10番46地先の公有水面。（3）野付郡別海町床丹9番地95地先の公有水面。

3、埋立の面積、（1）4.40平方メートル。（2）48.36平方メートル。（3）40.48平方メートル。

続いて、23ページをお開きください。

4、埋立地の用途、漁港施設用地。

5、埋立に関する工事の施工に要する期間、1年9カ月。

以上で、議案第82号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第82号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第16 議案第83号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第16 議案第83号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小島 実君） 議案第83号町道の路線認定及び廃止についての内容を説明いたします。

議案の24ページをお開きください。

本案の認定する路線につきましては、新特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター建設に伴い、進入路として認定した路線が必要なため、別海保健センター通線を新規認定するものであります。

また、廃止する路線につきましては、道営土地改良事業上春別北地区一般農道整備の新規採択のため、計画路線であります上春別南7号46線を廃止するものです。

認定する路線につきましては道路法第8条第2項の規定により、廃止する路線につきましては同法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

町道の路線認定及び路線廃止にかかわる概要につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の59ページをお開きください。

既に認定している認定路線数は679路線で、総延長は1,195キロ950.61メートルとなっておりますが、平成24年度道路改良工事等に伴う区域変更により、127.89メートル延長増となっております。

今回の認定分は1路線で317.34メートル、廃止分は1路線で2,786.40メートルです。

これにより、認定町道は679路線、路線数の変更はありませんが、総延長は1,193キロ609.44メートルとなり、2,341.17メートルの減となります。

なお、町道の路線認定及び路線廃止の位置図は議案資料61、62ページに添付しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、議案第83号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第83号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第17 議案第84号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第17 議案第84号土地改良事業の施行についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小島 実君） 議案第84号土地改良事業の施行についての内容を説明いたします。

議案の25ページをお開きください。

本案は平成26年度新規採択、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、西和地区の事業開始に伴い土地改良事業計画を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

事業の概要につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の63ページをお開きください。

事業箇所は西春別の地域内の図に示す位置で、工事の区間としまして、起点は西春別192番1地先の道道西春別春別停車場線から、終点が西春別228番地5地先、町道本別柏野線までの区間で、路線名は町道西春別60線でございます。

施行予定年度は平成26年度から平成30年度の5カ年、施工延長は道路改良舗装2,194メートル、造成幅員が6メートル、車道幅員が4メートルでございます。

施工方法は請負、概算事業費は2億300万円で、事業費の負担割合は国が55%で1億1,165万円、町は45%で9,135万円です。

施設名は道路、受益戸数は8戸でございます。

以上で、議案第84号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第84号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

ここで、1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第18 諮問第2号

○議長（渡邊政吉君） 日程第18 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） それでは、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、御説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員の候補者として次の方を推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

別海町では現在、菅原日出男さん、保田千恵子さん、岡部雪子さん、藤原優子さん、池田實さん、この5名の方々に人権擁護委員として御活躍をいただいているところでございますが、このたび保田千恵子さんと菅原日出男さんが、平成25年12月31日をもって3年間の任期が満了となります。

つきましては、引き続き保田千恵子さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

なお、新たな任期につきましては、平成26年1月1日から平成28年12月31日までの3年間でございます。

このたび任期満了となる保田千恵子さんにおかれましては、平成17年1月1日に選任をされ、現在3期目で御活躍をいただいているところでございますが、主な経歴について、若干申し上げます。

保田さんは別海川上町2番地の119にお住まいで、昭和24年1月12日生まれの満64歳でございます。

北海道立静内高等学校卒業された後、民間会社などの勤務を経まして、現在、華道の教授で教室を開いている方でございます。

公職関係の経歴といたしましては、平成5年から平成11年まで根室管内婦人団体連絡協議会の理事、及び、別海町婦人団体連絡協議会副会長、平成9年から平成13年まで別海町公民館運営審議会委員、平成15年から平成18年まで別海町生涯学習推進協議会委員。また、平成13年から平成25年まで別海町消費者協会理事及び副会長を務められております。

平成16年から平成18年まで特別国民年金推進員、さらに、平成19年から男女共同参画社会推進委員、平成20年から別海町文化協会副会長を現在まで、それぞれ歴任をされております。

人格、識見とも立派な方でありまして、このたび人権擁護委員の候補者として、法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 諮問第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第19 諮問第3号

○議長（渡邊政吉君） 日程第19 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、御説明を申し上げます。

本案につきましても諮問第2号と同様で、このたび任期満了となる菅原日出男さんを、再び人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

菅原日出男さんにおかれましては、平成23年1月1日に選任をされ、現在1期目で御活躍をいただいているところでございます。

菅原日出男さんの主な経歴について、若干申し上げたいと思いますが、菅原さんは別海宮舞町50番地の1にお住まいで、昭和25年7月20日生まれの満63歳でございます。

昭和44年に釧路地方法務局に勤務をされ、以来、上湧別出張所、美幌出張所、厚岸出張所、帯広支局、芽室支局、札幌法務局、函館地方法務局などに勤務をされ、その間、平成11年に札幌法務局民事行政部総務登記官、平成14年釧路地方法務局総務登記官、平成17年札幌法務局滝川支局長、平成19年釧路地方法務局戸籍課長、平成20年札幌法務局人権擁護部第一課長、平成21年に釧路地方法務局帯広支局長などの重責を担われまして、平成22年に退職をされております。

現在、別海町において司法書士及び行政書士として開業されております。

菅原日出男さんは長年にわたり法務局に勤められ、人権擁護事務に携わってこられましたので、知識、経験ともに豊富でございますし、人格、識見ともに立派な方でありまして、このたび人権擁護委員の候補者として、法務大臣に対し推薦をいたしたく思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 諮問第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第20 認定第1号から日程27 認定第8号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第20 認定第1号平成24年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第2号平成24年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第3号平成24年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第4号平成24年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第5号平成24年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第6号平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第7号平成24年度別海町立別海病院事業会計決算認定について、日程第27 認定第8号平成24年度別海町水道事業会計決算認定についての8件については一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、この決算認定については特別委員会を設置し、詳細な審議をいたしたいと考えておりますので、内容については要点にとどめて説明をお願いいたします。

それでは、副町長。

○副町長（磯田俊夫君） 認定第1号から認定第8号までの平成24年度別海町各会計決算についての要点説明であります。決算額をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、認定第1号一般会計歳入歳出決算でございます。

一般会計決算書の3ページをお開きください。

歳入であります。収入済みの合計額で申し上げます。156億4,792万2,924円です。

次に、7ページをお開きください。

歳出ですが、支出済み額の合計で申し上げます。150億9,661万5,061円でございます。

次に、8ページをお開きください。

歳入歳出差引残額5億5,130万7,863円、うち基金繰入額3億円。

次の事項別明細書につきましては省略させていただきます。

次に、200ページをお開きください。

歳入の総額156億4,792万2,000円。歳出総額150億9,661万5,000円。差引額は5億5,130万7,000円。

翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額ですが、527万3,000円。それで実質収支額は5億4,603万4,000円。そして、基金繰入額は3億円ということでございます。

次に、認定第2号の国民健康保険特別会計歳入歳出決算額でございます。

202ページをお開きください。

歳入でございますが、収入済み額で申し上げます。24億6,271万3,661円でございます。

次に、204ページでございます。

歳出でございますが、支出済み額で申し上げます。24億5,898万9,097円でございます。

次のページの歳入歳出差引残額、372万4,564円でございます。

次の事項別明細書については省略させていただき、223ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額24億6,271万3,000円。歳出総額24億5,898万9,000円。差引額372万4,000円。実質収支額372万4,000円でございます。

次に、認定第3号の下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

225ページをお開きください。

歳入でございますが、収入済み額で申し上げます。5億517万8,252円でございます。

次に、227ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済み額で申し上げます。5億499万1,916円でございます。

次のページ、歳入歳出差引残額ですが、18万6,336円でございます。

次の事項別明細書については省略させていただきまして、240ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5億517万8,000円。歳出総額5億499万2,000円。差引額18万6,000円。実質収支額18万6,000円でございます。

次は、認定第4号の介護サービス事業特別会計歳入歳出決算でございます。

241ページをお開きください。

歳入でございますが、収入済み額で申し上げます。8億8,230万127円でございます。

次に、243ページ、歳出でございます。支出済み額で申し上げます。8億8,192万1,855円でございます。

次のページ、これは歳入歳出差引残額ですが、37万8,272円となります。

事項別明細書につきましては省略させていただきまして、261ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億8,230万円。歳出総額8億8,192万2,000円、差引額は37万8,000円。実質収支額は37万8,000円。

次に、認定第5号介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

264ページをお開きください。

収入済み額で申し上げます。8億4,308万1,351円でございます。

次に、265ページをお開きください。

支出済み額で申し上げます。8億2,287万6,792円でございます。

次のページは差引残額でございますが、2,020万4,559円となります。

次の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきます。

277ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億4,308万1,000円。歳出総額8億2,287万7,000円。差引額が2,020万4,000円。実質収支額は2,020万4,000円でございます。

次に、認定第6号の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

279ページをお開きください。

収入済み額で申し上げます。1億3,250万4,813円でございます。

次に、281ページをお開きください。

支出済み額、1億3,145万5,713円でございます。

次のページをお開きください。

歳入歳出の差引残額でございます。104万9,100円となります。

次の事項別明細書については、省略させていただきます。

287ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億3,250万4,000円。歳出総額1億3,145万5,000円。差引額が104万9,000円。実質収支額が104万9,000円でございます。

次に、財産に関する調書の内容を御説明申し上げます。

289ページをお開きください。

公有財産の土地及び建物でございます。

土地につきましては、決算年度末現在高で申し上げます。合計で9,203万6,088平方メートルでございます。

それから建物につきましては、延べ面積で決算年度末の現在高で申し上げます。23万9,738平方メートルでございます。

次のページをお開きください。290ページです。

山林の保有状況であります。面積を決算年度末で申し上げます。6,585万1,416平方メートル。それで、立木の推定蓄積量です。67万7,268立方メートルということでございます。

それから有価証券、これは北海道曹達ほかですけれども、年度末の現在高では1億277万円を保有しております。

次に出資による権利、これは社団法人北海道私学振興基金協会ほか、11でございます。合わせまして、年度末では9億5,834万8,000円でございます。

物品についてでございます。物品については、自動車関係で171台の保有となっております。

次に債権、これは奨学資金の貸付金ほかでございますが、4件でございます。年度末残高では、現在高では1億684万7,000円となっております。

次のページ、これは財調ほか、23の基金がございます。この基金全体合計を申し上げますと、金額で39億2,735万6,000円という数字になっております。

次に293ページ、早坂善也奨学基金運用状況調書でございます。

年度末現在高で、現金または預金は241万2,000円となっております。

次に、別海町土地開発基金の運用状況調書でございますが、年度末現在高の現金または預金は、1億7,574万5,000円となっております。

次に、別海町酪農振興資金貸付基金運用状況調書ですが、年度末現在高の現金または預金は、ゼロということになっております。

次に、別冊の公営企業会計の決算内容について、御説明を申し上げます。

認定第7号の町立別海病院事業会計決算であります。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。病院事業収益の金額、決算額を申し上げます。19億1,528万6,016円でございます。支出のほうは、病院事業費用で決算額24億2,023万7,268円となっております。

次のページ、2ページをお開きください。

これは、資本的収入及び支出でございます。その資本的収入の決算額で申し上げます。決算額は5億8,147万5,000円となっております。支出のほうでは、資本的支出の決算額6億2,635万9,083円でございます。

財務諸表以下につきましては省略をさせていただきますけども、当該年度の純損失は、見ていただければわかりますとおり5億791万2,576円となっております。

次に、認定第8号の水道事業会計決算について、御説明申し上げます。

17ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入で、水道事業収益の決算額は7億524万2,077円、支出のほう、水道事業費用の決算額4億7,649万8,796円となっております。

次のページ、18ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。収入の資本的収入の決算額278万4,618円、支出の資本的支出、決算額で3億1,133万1,202円ということになっております。

財務諸表以下につきましては病院と同様、省略させていただきます。

当該年度の純利益については、2億2,058万2,818円ということになっております。

以上、認定第1号から認定第8号までの各決算の要点について、御説明をさせていただきました。

なお、本件につきましては、監査委員のほうから出されました決算の意見書を添付しておりますので、申し添えさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 認定第1号から認定第8号までの、平成24年度別海町各会計決算認定8件についての内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

この審査につきましては、8人で構成する平成24年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、この審査は8人で構成する平成24年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

ただいま設置いたしました、平成24年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、議長において指名いたします。

2番松壽議員、4番今西議員、7番小林議員、9番瀧川議員、12番松原議員、14番戸田憲悦議員、16番佐藤議員、17番安田議員の8名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました8名の議員を、平成24年度別海町各会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、本委員会を直ちに委員会室1でお開きください。

午後 1時30分 休憩

---

午後 1時41分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平成24年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告いたします。

委員長に7番小林敏之委員、副委員長に12番松原政勝委員、以上のとおり互選されました。

ここでお諮りします。

平成24年度別海町各会計決算審査特別委員会の審査期間は、平成25年9月11日から次期定例会までといたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、審査期間を平成25年9月11日から次期定例会までとすることに決定いたしました。

---

### ◎日程第28 同意第3号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第28 同意第3号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） それでは、同意第3号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員につきましては3名をお願いをいたしているところでございますが、今年9月30日で3年間の任期が満了となることから、別海町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、島田安信さんを再度、固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

島田安信さんにつきましては平成22年10月1日に選任をされ、現在1期目で御活躍をいただいております。新たな任期につきましては、平成25年10月1日から平成28年9月30日までの3年間でございます。

島田さんは尾岱沼潮見町138番地の9にお住まいで、昭和21年5月10日生まれの満67歳でございます。

島田さんの経歴について申し上げますが、昭和40年4月に野付漁業協同組合に就職をされ、平成18年6月に同組合を退職されております。その後は同組合の嘱託職員として、現在も勤務をされております。

島田さんの公職歴について若干申し上げますと、平成19年12月から現在まで別海町民生児童福祉委員をされておられ、平成19年4月から現在まで尾岱沼連合町内会理事、尾岱沼潮見町南町内会会長を歴任されております。

島田さんは地域の人望も厚く、人格、識見ともに優秀な方でございますので選任をいたしたく、議会の皆さんの同意を賜りたいと思う次第であります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第29 同意第4号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第29 同意第4号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第4号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本案につきましては同意第3号と同様でございますが、今年9月30日で3年間の任期が満了となります木村健吾さんを、再び固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

木村健吾さんにつきましては平成22年10月1日に選任をされ、現在1期目で御活躍をいただいておりますが、新たな任期につきましては、平成25年10月1日から平成28年9月30日までの3年間でございます。

木村さんは別海川上町2番地の70にお住まいで、昭和22年1月21日生まれの満66歳でございます。

木村さんの経歴について申し上げますと、昭和45年から46年にかけて茨城県の

日本高等国民学校、現在の日本農業実践学園におきまして教員として勤務をされ、その後、別海町へ移住をされ、昭和46年4月から1年間、中春別の牧場に勤務の後、昭和47年4月に別海農協に就職をされまして、平成16年3月に退職されました。平成17年4月からは町内の会社で勤務をされております。

木村さんにおきましては地域の人望も厚く、人格、識見ともに優秀な方でありますので選任をいたしたく、議会の皆さんの同意を賜りたいと思う次第であります。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第30 同意第5号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第30 同意第5号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第5号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

同意第5号につきましても、別海町固定資産評価審査委員会委員の選任同意案件でございます。

これまでの15年の長きにわたり、固定資産評価審査委員会委員として御活躍をされました佐藤正男さんが、今限りで勇退されることとなりましたので、新たな固定資産評価審査委員会委員として武田隆さんを選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成25年10月1日から平成28年9月30日までの3年間でございます。

武田さんは西春別駅前曙町9番地の41にお住まいで、昭和29年11月18日生まれの満58歳でございます。

武田さんの経歴について申し上げますが、昭和53年4月に当時の西春別農業協同組合に就職をされ、平成21年4月には道東あさひ農業協同組合西春別支所長として勤務をされ、その後、同支所の考査役として現在も勤務をされております。

武田さんの公職歴について若干申し上げますと、平成24年4月から別海町文化連盟の副会長、西春別駅前地区文化協会会長をされており、さらには、本年4月から西春別駅前東町内会会長として文化活動や地域活動に貢献されておりまして、地域の人望も厚く、人格、識見ともに優秀な方でございますので選任をいたしたく、議会の皆さんの同意を賜りたいと思う次第であります。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

す。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

---

◎日程第31 報告第5号から日程第32 報告第6号まで

○議長(渡邊政吉君) 日程第31 報告第5号平成24年度町立別海病院事業会計継続費精算報告について、日程第32 報告第6号平成24年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についての2件については報告ですので、一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長(河嶋田鶴枝君) 報告第5号の内容を説明いたします。

議案の39ページをお開きください。

報告第5号平成24年度町立別海病院事業会計継続費精算報告について。

本件につきましては、平成22年度町立別海病院事業会計で設定した、町立別海病院情報システム構築事業継続費について、平成24年度で継続年度が終了したため精算報告書を調製したため、公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に報告するものであります。

40ページ、こちらが平成24年度町立別海病院事業会計継続費精算報告書となります。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、町立別海病院情報システム構築事業は、3年間の継続事業で、全体計画合計は1億5,540万円で、平成22年度年割額が2,835万円、平成23年度年割額が7,665万円、平成24年度年割額が5,040万円の計画に対し、実績は平成22年度2,835万円、平成23年度7,665万円、平成24年度5,040万円で、実績合計で1億5,540万円となりました。

実績合計の財源内訳は企業債で1億5,530万円、損益勘定留保資金で10万円となっております。それぞれの年度の財源内訳につきましては、報告書記載のとおりであり、事業も予定どおり継続年度を終了したところであります。

以上で、報告第5号の内容説明を終わります。

続いて、報告第6号の内容説明をいたします。

議案の41ページをお開きください。

報告第6号平成24年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度、健全化判断比率を、公営企業においては資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該各比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されており、ここに報告をするものです。

なお、監査委員の意見につきましては、平成24年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書を別冊で配付させていただいております。

また、本議会への報告とあわせて町のホームページ上でも公表、広報誌別海には決算状

況とあわせて公表予定であることを申し添えます。

それでは、各比率の状況について御説明いたします。

下の表をごらんください。

まず、最初の表で、健全化判断比率です。

健全化判断比率には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標があります。

一つ目の実質赤字比率は、一般会計の赤字を標準財政規模で割り返した比率であり、財政運営の深刻度を示すものです。平成24年度の一般会計の決算は黒字となったことから指標の対象とならないため、数値が記載されておられません。

二つ目の連結実質赤字比率についても、すべての会計を合算し、赤字の程度を指標化するものですが、町のすべての会計で黒字決算となったことから、こちらも指標の対象とならないため、数値が記載されておられません。

三つ目の実質公債費比率は、借金などの返済額の大きさを指標化したものです。資金繰りの危険度を示すため、毎年の返済金を標準財政規模で割り返した、過去3カ年の平均比率となります。平成24年度の比率は13.6%となり、財政健全化団体の指定を受ける早期健全化基準の25%や、財政再生団体に指定される財政再生基準である35%を下回っております。平成23年度からは、0.8ポイント改善しております。

四つ目の将来負担比率は、借金や債務負担行為による将来の負担残高の程度を指標化し、債務の負担が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合となっております。平成24年度の比率は74.1%で、これも早期健全化基準である350%を下回っております。前年度からは、14ポイント改善しております。

次に、その下の表で資金不足比率です。

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が、それぞれの公営企業の事業規模に対する比率であらわされる指標で、当町では下水道事業特別会計、町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計について公表をいたしますが、平成24年度においては、三つの会計すべてで資金不足が生じなかったことから指標の対象とはならず、数値の記載はありません。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、午前10時から一般質問を行います。

なお、この後、事務局から連絡事項が若干ございますので、議員各位には、そのままでお待ちを願いたいと思います。

町長初め管理職員の皆様、御苦勞さまでございました。

散会 午後 2時00分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員